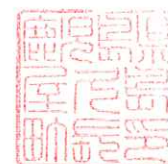


農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

令和 2年 3月13日

屋久島町長 荒木 耕治



記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
松峯集落
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日（検討会開催日）
令和 2年 3月 5日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
1 2経営体
法人 3経営体
個人 9経営体
集落営農 0組織
- 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない。
- 5 農地中間管理機構の活用方針
・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- 6 地域農業の将来のあり方
・複合化、6次産業化、高付加価値化、新規就農の促進等に取り組む。